

# 感染症まん延防止対策に関する指針

特定非営利活動法人 ゆあメイン

(目的)

## 第1条 感染症・食中毒防止対策に関する基本的な考え方

障害者の日中支援を行う地域活動支援センターゆあメイン(以下、「当施設」と称する)は、感染症等に対する抵抗力がやや弱い心身に障害のある方々が多数生活する環境であるため、感染が広がりやすい状況にある事を認識しなければならない。

したがって、当施設において、感染症や食中毒が発生又は蔓延しないよう感染症防止対策指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者及び職員の安全を確保するための対策を実施する。

(基本指針)

## 第2条 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の基本的指針

### (1) 予防及び防止対策を実施する主な感染症

- ①インフルエンザウイルス
- ②感染症胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス等)
- ③食中毒(黄色ブドウ球菌・O-157等)
- ④新型コロナウイルス
- ⑤その他の感染症

### (2) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置する等、施設全体で取り組む。

### (3) 平常時の対応(標準予防策)

## ① 施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。また、手洗い場、うがい場、密閉式ゴミ箱等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

## ② 職員と利用者の体調管理

全職員については、SNS(LINE)を活用し、毎日の検温、体調を出勤前に報告し、発熱や感染症症状がある時には休むようにし、早めに受診する。

全利用者については、健康観察表(朝、夜の体温及び症状)をご家庭で記録し、発熱や感染症症状がある時には休むように促し、受診を促す。毎日の来所時には健康観察表を持参し、来所時、昼食後、退所前など 3 回検温を実施し、発熱等の症状発生時には早退を促し、受診を勧め、早めの対応に努める。

全利用者及び職員については、流行る時期の前に早めのワクチン接種を勧奨する。

## ③ 日中活動支援と感染症対策

日中活動支援の場面では、感染症発生に関する情報収集に留意し、その兆しがある際に全利用者と職員がマスクの着用を行い、手洗い、手指のアルコール消毒を徹底的に行う。

また、職員が唾液・排泄物等を扱う際には、手袋を着用し、細心の注意を払い、適切な方法で対処する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

## ④ 外来者への対応

感染源を外部から持ち込むことを防ぐために、外来者への検温、手指の消毒などの実施を行い、記録保管、体調不良時の入館制限等に万全を期し、まん延防止を図る。

## (4) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図る。

### ① 発生状況の把握

②まん延防止のための措置

③有症者への対応

④関係機関との連携

⑤行政への報告

施設長は、当施設において感染症または食中毒が疑われる事案が発生した場合には、敏速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぐ。

<報告する内容>

① 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数

② 感染症又は食中毒が疑われる症状

③上記の利用者への対応や施設における対応状況等

### (感染症防止対策委員会)

## 第3条 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

施設内の食中毒を含む感染症の発生や発生時の感染まん延を防止するために、感染症防止対策委員会を設置する。

### (1) 感染症防止対策委員会のメンバー

感染症防止対策委員会のメンバーとその役割は次のとおりとする。

職 種	役 割
施設長	・施設全体の管理、感染症防止対策の実施責任 ・感染症発症時の行政報告
指導員	・施設における日中活動支援、感染予防・防止対策の実施指導 ・利用者のバイタルチェック、異常時の対応 ・利用者及び家族の相談・対応
事 務	・感染症及び対策に関する情報の収集 ・各機関への報告

## (2) 感染症防止対策委員会の開催

原則2ヵ月に1回開催する。また、感染症発生時には、必要に応じて随時開催する。

## (3) 感染症防止対策委員会の活動内容

- ① 施設内の具体的な感染防止対策を策定する。
- ② 施設の指針・マニュアル等を作成する。
- ③ 施設職員への研修等を企画・立案する。
- ④ 利用者の感染症既往歴等の状態を把握する。
- ⑤ 利用者・職員の健康管理の把握に努める。
- ⑥ 感染症の発生時に適切な対応をするとともに、各部署の職員に指示する。
- ⑦ 感染症発生の原因究明のため、周辺地域の感染情報を収集・把握し、迅速な対応が取れるよう感染症に関わる情報管理を行う。
- ⑧ その他必要な事項

### (職員の健康管理)

#### 第4条 職員の健康管理

- (1) 全職員は年1回の健康診断を実施する。
- (2) インフルエンザなどの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行う。
- (3) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治まで国の指針に従い、適切な処置を講じる。

### (職員教育・研修)

#### 第5条 感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育・研修

感染症対策の基礎知識や具体的な対策について全職員を対象として周知徹底を図ると共に、

指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図るために職員教育・研修を実施する。

### (1) 教育・研修の内容

感染症防止対策の基礎的内容等の確認・啓発や、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を行うものとする。

### (2) 教育・研修の種類

- ① 定期的な教育・研修(年2回以上)及び新任者に対する感染対策の基礎知識研修
- ② 必要に応じて随時開催する教育・研修や対応の周知及び外部研修会等への参加

### (閲覧)

#### 第6条 利用者及びその家族に対する当該指針の閲覧

本指針は、利用者及び利用者家族等の求めに応じていつでも閲覧できるとともに、ホームページに公表し、だれでも閲覧できるようにする。

### (その他)

#### 第7条 その他感染症防止対策推進のために必要な事項

感染症防止対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的な見直し、改定を行う。

### (附則)

本指針は、令和4年 4月 1日より施行する。